

# 観光目的税の必要性等について

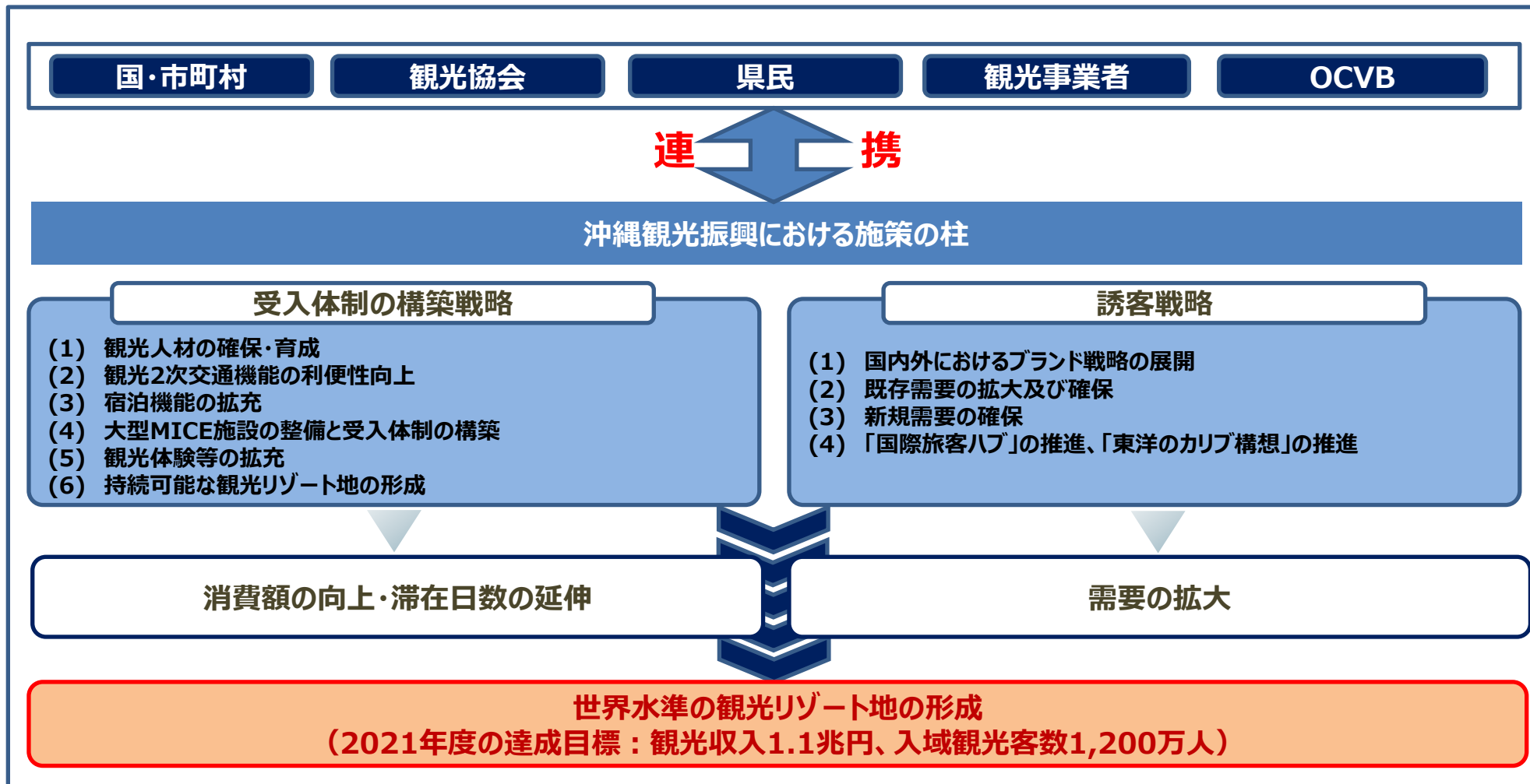
(観光振興を目的とした新税導入に関する基本的考え方)

平成30年10月15日  
沖縄県文化観光スポーツ部

## 観光振興を目的とした新税導入に関する基本的考え方

### ■ 沖縄観光振興における施策の柱【現状】

沖縄県では、世界水準の観光リゾート地の形成を目指し、2021年度の観光収入1.1兆円、入域観光客数1,200万人等の目標達成に向けて、誘客及び受入体制の構築戦略による官民一体となった施策の展開に取り組んでいる。



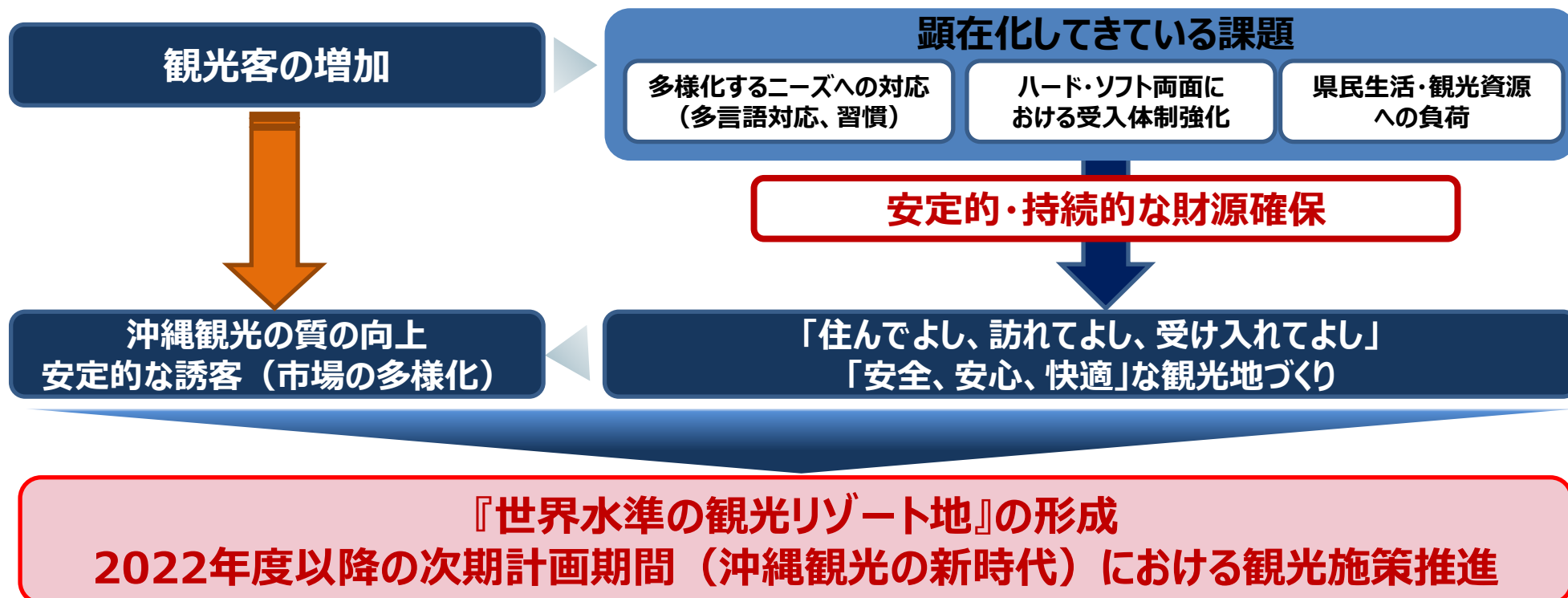
## 観光振興を目的とした新税導入に関する基本的考え方

### ■ 新税導入の必要性

沖縄観光は本県経済の牽引役として着実に発展してきているが、観光客の増加に伴い、観光客の時期的・局地的な集中やニーズの多様化等に対応するサービスレベルの維持向上をはじめ、県民生活への負荷や環境等への影響など、受入対応を中心とした様々な課題が顕在化してきている。

また、沖縄観光が量的な拡大とともに質的な向上を実現し、「住んでよし、訪れてよし、受け入れてよし」の観光地となるためには、観光客、観光事業者、県民それぞれの満足度を高めていくことが、持続可能な観光地形成を目指す沖縄観光に不可欠である。

これらの課題に的確に対応し、沖縄が目指す「世界水準の観光リゾート地」の形成を実現するためには、安定的かつ持続的な財源確保が求められる。



## 観光振興を目的とした新税導入に関する基本的考え方

### ■ 使途の考え方

観光振興を目的とする新税の制度創設にあたっては、拡大傾向にある繁閑ギャップの平準化をはじめ、持続可能な観光地形成、県民生活や自然環境等への負荷の低減等「原因者負担」の観点等、受入面での対応強化を中心とした「顕在化した課題への対応」に加え、観光客に対するストレスフリーな沖縄観光の実現やサービス向上等に向けた「受益者負担」の観点等を踏まえ、持続可能な観光地形成に繋げていくための環境整備に必要な安定的な財源を確保するとともに、柔軟かつ機動的な施策の展開を念頭に、関連する事業に充当する。

#### 沖縄観光の課題整理（顕在化してきている課題）

##### 持続可能な観光地づくりに向けた課題

- ・安定的なリピーター客の確保、市場の多様化等による新規需要の開拓  
（※教育旅行やMICE誘致等、足の長い誘客活動の展開）
- ・閑散期対策として、観光メニューの創出やボトム期の誘客等による平準化対策  
（※繁閑ギャップ拡大への対応）
- ・観光危機への対応強化（※柔軟な予算対応の実現）
- ・自然環境等の観光資源の保全、持続可能な観光地づくり

##### 観光客の利便性や満足度向上に関する課題

- ・ストレスフリーな沖縄観光の実現による満足度の向上  
（県内移動の円滑化／多言語対応の強化など）
- ・体験メニューの拡充や消費環境の整備・充実

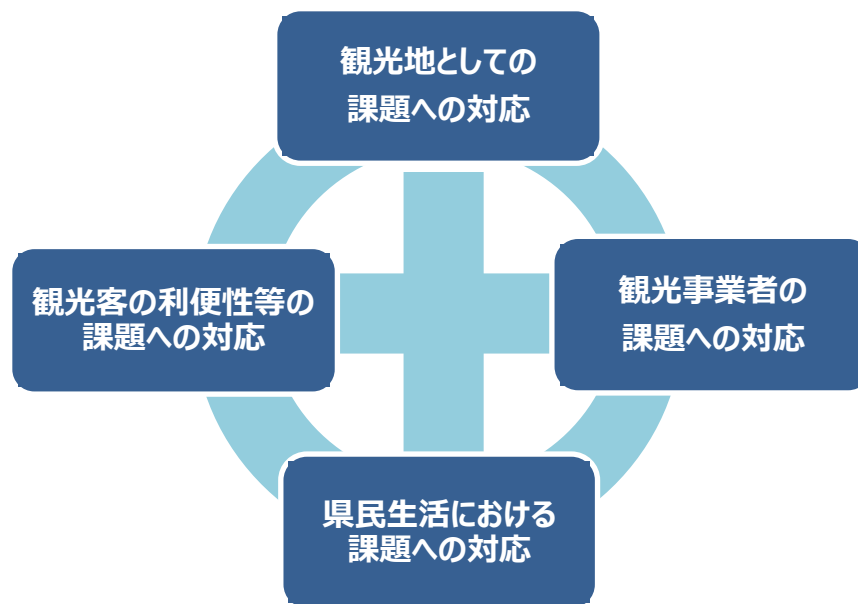
##### 観光客の増加に伴う観光事業者の課題

- ・経営基盤の強化等によるサービス及び収益向上
- ・観光人材の確保、育成の強化

##### 観光客の増加に伴う県民生活における課題

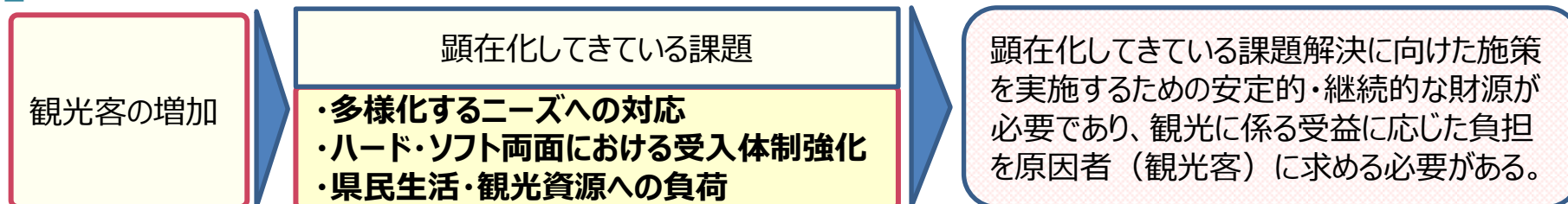
- ・沖縄観光における県民理解の促進  
（※県民満足度の向上、県民ニーズの観光施策への反映）

#### 使途事業の柱（案）



## 観光振興を目的とした新税導入に関する基本的考え方

### ■ 新税導入の必要性



### ■ 沖縄県で導入する新税の目的

**沖縄が世界に誇れる観光リゾート地として発展していくことを目指すとともに、県民生活と調和した持続的な観光振興を図る施策に要する費用に充てるため**

### ■ 使途の考え方（使途事業の柱）

観光客・県民・事業者の満足度を高めるような施策に活用			
<b>持続可能な観光地づくり</b> ・繁閑ギャップ拡大への対応 ・観光資源の整備・保全 等	<b>利便性・満足度の向上</b> ・県内移動の円滑化 ・多言語対応の強化 等	<b>観光事業者の経営安定化</b> ・観光人材の確保・育成強化 ・経営基盤強化（サービス向上）等	<b>県民理解の促進</b> ・県民満足度の向上 ・県民ニーズの観光施策への反映 等

### 【参考】他自治体における法定外目的税（宿泊税）の導入目的

東京都	国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため
大阪府	大阪が世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため
京都市	国際文化観光都市としての魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため
金沢市	金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため

## 観光振興を目的とした新税導入に関する基本的考え方

### 観光目的税の課税客体比較表

	入域行為	評価	宿泊行為	評価	レンタカー借受行為	評価
対象者	県外観光客全てが対象。 16%程度は、県民も対象	◎	県外観光客の1割程度が日帰り。 10%程度は、県民も対象	◎	県外観光客の半数程度が対象。 8%程度は、県民も対象	△
特別徴収義務者数 (徴税経費として評価)	数十程度	◎	2,000以上（住宅民泊除く）	△	600程度	○
納税義務者の負担感	都道府県では初のため、負担感は強い。 海外旅行者は、出国税（1,000円/人）も負担。那覇港利用者は、更に施設利用料（280円/人）も負担するため、負担感は大きい。	△	東京都、大阪府、海外でも事例があり、負担感は弱い。	◎	国内初のため、負担感は強い。	○
制度の安定性	県内4村の環境協力税との二重課税の違法性が懸念される他、国外での税の預かり制度を前提とする制度不備リスクが懸念される。	△	国内の自治体での導入事例があり、法的、制度的には安定している。専門家委員会では、3税のうち最も実現可能性が高いとしている。	◎	専門家委員会では、法的、制度的面での問題はないとされている。	○
公平性	一律設定	○	宿泊料(担税力)に応じて段階的設定	◎	一律設定	○
受益者（原因者）負担	県外観光客全てが対象のため、受益者（原因者）の負担割合は高いが、県民も16%程度対象。	◎	県外観光客の9割程度が対象のため、受益者（原因者）の負担割合は比較的高が、県民も10%程度対象。	◎	県外観光客の半分程度が対象のため、受益者（原因者）の負担割合は低い。	△
税収と県の施策との関係	観光客数にのみ比例	○	観光客数と滞在日数の両方に比例	◎	—	△
総合評価 (事務局)	<p>レンタカー借受行為は、県外観光客が半数程度しか対象とならないため、観光目的税の課税客体としては適当ではないと考える。</p> <p>入域行為は、徴税コストは安価ではあるものの、担税力に応じた制度設計とはなりがたいこと、これから著しい増加が見込まれる海外からの観光客にとっては、類似行為に課せられる税等と相まって負担感が大きいこと、制度の安定性に懸念があることから、観光目的税の課税客体としては適当ではないと考える。</p> <p>宿泊行為は、徴税経費は高むものの、担税力に応じた制度設計が見込まれること、東京都や大阪府での先行事例があること、OCVBからの提言においても、観光目的税で検討した結果、宿泊税が適当であると判断していること、前回の観光目的税の検討結果で行政としても宿泊税が適当であると判断していることから、沖縄県として導入すべき観光目的税の課税客体は、宿泊行為が適当であると考えられる。</p>					